

議案第 4 0 号

日出町南端コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日出町南端コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町南端コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日出町南端コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和 5 6 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は」を「地域住民のコミュニティ活動及び社会福祉の増進に寄与するため」に、「第 2 4 4 条の 2 第 2 項」を「第 2 4 4 条第 1 項」に、「日出町南端コミュニティセンター」を「日出町コミュニティセンター」に、「の設置及び管理について、必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出し中「施設」を「センター」に改め、同条中「施設」を「セン

ター」に改め、同条の表中「日出町南端コミュニティセンター」を「日出町南端コミュニティセンター」に改め、同表に次のように加える。

日出町豊岡コミュニティセンター	日出町大字豊岡 9 5 2 番地 1
-----------------	--------------------

第 3 条を第 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（開館日、利用時間）

第 3 条 センターの開館日は、1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日までとする。

2 センターを利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、開館日の午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、センターの開館日又は利用時間を変更することができる。

第 4 条を削る。

第 5 条中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

3 町長は、前 2 項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） センターを汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） センターの管理上支障があると認められるとき。

（4） 日出町暴力団排除条例（平成 2 3 年日出町条例第 1 号）の目的に反すると認められるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、使用の目的が第 1 条の目的に適合しないと認められるとき。

第6条を第5条とする。

第8条を削る。

第7条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当すると認める」に、「、使用を停止させ、又は退館を命ずる」を「、使用を停止し、又は当該許可の条件を変更する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町長は、使用者が受けた損害については、補償しない。

第7条第2項に次の各号を加える。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第7条第2項を同条とし、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第6条 使用者は、その使用に係る使用料を納めなければならない。

2 センターの使用料の金額、納付方法、還付その他使用料に関し必要な事項は、日出町使用料条例（昭和47年日出町条例第19号）に定めるところによる。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第9条を次のように改める。

（原状回復義務）

第9条 使用者は、センターの使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第16条とし、第9条の次に次の6条を加える。

(禁止行為)

第10条 使用者その他センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備及び器具を汚損し、毀損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすこと。
- (3) センター及びその敷地内において町長の許可を受けずに営業行為をし、又ははり紙をし、若しくは広告を行うこと。
- (4) センターの管理上必要な当該職員の指示に従わないこと。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失によりセンターを汚損し、毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 町長は、センターの管理の業務の全部又は一部を地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、センターの管理の業務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合は、第3条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て、センターの開館日又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、センターの管理の業務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条、第8条及び第10条の規定の適用については、第4条、第5条及び第8条前段の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条後段中「町長」とあるのは「町長及び指定管理者」と、第10条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により、センターの管理の業務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理の業務を行うこ

ととされた期間前にされた第4条第1項又は第2項の規定による許可は、当該指定管理者がした許可とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務及びこれに付随する業務
- (2) 次条に規定する利用料金に関する業務及びこれに付随する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長がセンターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第14条 町長は、第12条第1項の規定によりセンターの管理の業務の全部又は一部を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第6条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、日出町使用料条例に定める額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(災害発生時における町長の管理)

第15条 町長は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合であって、防災対策上必要があると認めたときは、指定管理者が行う管理の業務の全部又は一部について期間を定めて停止を命じ、自らセンターの管理を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の日出町南端コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の日出町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第12条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(日出町使用料条例の一部改正)

- 4 日出町使用料条例（昭和47年日出町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1南端コミュニティセンターの部中「南端コミュニティセンター」を「日出町南端コミュニティセンター」に改め、同部の次に次のように加える。

日出町豊岡コミュニティセンター	集会室	1時間	220円
	多目的室	1時間	110円
	小会議室	1時間	110円

理 由

日出町豊岡コミュニティセンターを設置し、指定管理者による管理ができるよう条例を整備したいので提出する。